

的外



みのる法律事務所
弁護士 千田 實
〒021-0853
岩手県一関市字相去57番地5
TEL : 0191-23-8960
FAX : 0191-23-8950

みのる法律事務所便り
第343号
平成30年11月

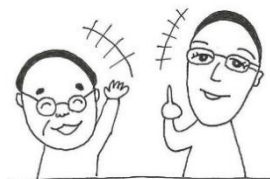
みのる法律事務所 <http://www.minoru-law.com/> ✉ minoru@minoru-law.com



いなべん だべんく

田舎弁護士の駄弁句 ③7

面白い、楽しい、
嬉しい、ありがたい
各部門賞
選びは楽し



平成30年11月3日
青空浮世乃捨

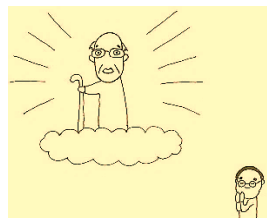
「人生は、いまの一瞬を、まわりの人といっしょに、楽しみ尽くすのみです」といういなべんの哲学を実践しようと、家内の運転する夜のドライブ中に、「これまでの人生で、一番面白かったのは何か、一番楽しかったのは何か、一番嬉しかったのは何か、一番ありがたかったのは何か」を話し合ってみました。いっぱいあって、何が一番かは容易に決められませんでした。

これまでの人生で何が一番面白かったか、何が一番楽しかったか、何が一番嬉しかったか、何が一番ありがたかったかを考えることは、楽しい時間となりました。金もかからず、誰にも迷惑をかけずに楽しめる方法だと気がきました。

体調を崩し、病院のベッドにいても、楽しめます。面白く、楽しく、嬉しく、ありがたかった思い出を探すことは長生きを楽しむコツだと気がきました。

いなべん だべんく
田舎弁護士の駄弁句 ③⑧

面白い、楽しい、
嬉しい、ありがたいこと
語ってみたい
聞いてみたい



平成30年11月3日
青空浮世乃捨

前句で述べましたが、「これまでで、一番面白かったのは何か、一番楽しかったのは何か、一番嬉しかったのは何か、一番ありがたかったのは何か」を考えることは楽しいことです。亡くなった方と語っていることもあります。一人でも十分に楽しめます。ですが、まわりの人といっしょにならももっとも楽しい時間となります。

面白かったこと、楽しかったこと、嬉しかったこと、ありがたかったことをまわりの人に語ってみたいのです。まわりの人の話を聞いてみたいのです。互いにすばらしいと思ったり、そのとおりだと共感したりして楽しい時間になると思います。いなべんの哲学を具体的に実行する方法を考えていたら、そんな思いが湧いてきました。

ときどき、気の合った仲間が集まり、軽食でも戴きながら、これまでの人生で一番面白かったこと、一番楽しかったこと、一番嬉しかったこと、一番ありがたかったことを話し合い、聞き合いたいものです。その前にまず自問自答して楽しみ、夫婦で楽しみ、親子で楽しみましょう。そして、いいタイミングを見て、「長生きを楽しむ仲間の会」でも開いて楽しみ合いましょう。

いなべんの哲学 その4

人生は、
いまの一瞬を、
まわりの人といっしょに、
楽しみ尽くすのみです。



『いなべんの哲学第1巻—いなべんの哲学の意義』は平成 30(2018)年 11月3日に発刊されました。

「人生はどう生きるべきか」という問いに対し、「人生は、いまの一瞬を、まわりの人といっしょに、楽しみ尽くすのみです」という私の答えを述べたものです。

引き続き、その哲学を実際に行うためには、どうしたらよいかという知恵を述べてみることにしました。第1巻が脱稿した平成30年8月31日に起稿しました。『いなべんの哲学第2巻—いなべんの哲学の実践』というタイトルで、平成30年中に発刊する予定です。

今回は、その「はじめに」を転載します。「人生は、いまの一瞬を、まわりの人といっしょに、楽しみ尽くすのみです」という哲学を実践するための秤は色々あります。『いなべんの哲学 第2巻』では、その秤を紹介いたします。ですが、その秤を紹介するだけでは、まだ本当の実践とは言えません。その秤を使って実際に行動に移さなければならないのです。

そこで、いなべんの駄弁句③⑦、③⑧に詠んだように、「面白く、楽しく、嬉しく、ありがたくなる話を語る会」を立ち上げたいと思います。後程、御案内を差し上げますので、共感する方は是非御出席下さい。語って、聞いて、楽しい一時を共有しましょう。

はじめに



『いなべんの哲学（第1巻）—いなべんの哲学の意義』は、今日脱稿しました。第1巻では、「人生は、いまの一瞬を、まわりの人といっしょに、楽しみ尽くすのみです」といういなべんの哲学の意義（価値）について述べました。この世を生きていくための知恵を述べました。

この『いなべんの哲学』つまりこの世を生きていくための知恵は、それを知っただけでは、何の役にも立ちません。この哲学（知恵）は、日常生活の中で、実際の行動において活かされなければ、絵に描いた餅に終わってしまいます。実践しなければならないのです。

「人生は、いまの一瞬を、まわりの人といっしょに、楽しみ尽くすのみです」という哲学を、日常生活の中で活かすための方法について、『いなべんの哲学（第2巻）—いなべんの哲学の実践』というタイトルで、第1巻に引き続き書くことにします。

「人生は、いまの一瞬を、まわりの人といっしょに、楽しみ尽くすのみです」という『いなべんの哲学』を実際に行うためには、秤が必要です。この世を生きるということは、取捨選択を絶えず繰り返すということでもあります。そのためには、取るものと、捨てるものを選別する秤が必要です。

この世を生きていくうえでの最後に行きつく究極の秤は、「人生は、いまの一瞬を、まわりの人といっしょに、楽しみ尽くすのみです」という秤です。この秤で計って、それに^そ添うかどうかで、取捨選択するというのがいなべんの哲学の実践です。

最後は、「いまの一瞬を、まわりの人といっしょに、楽しみ尽くす」ということになるかどうかという秤で計ることになりますが、現実には、い

ろいろな局面に出合いますので、その局面を乗り切るためにそれぞれの局面に合った、きめ細かい秤がましくなりそうです。

人生において、取捨選択を迫られることは人生の岐路に立つという場面において、どちらをとるかという極めて重大な問題を意識させられることもあります。日常というか、ふだんからいろいろな局面において、たえず取捨選択の問題は発生しています。

「人生は、いまの一瞬を、まわりの人といっしょに、楽しみ尽くすのみです」という哲学を適切に実践するためには、できるだけそれぞれの局面に適した秤が必要となります。

そこで、私の 76 年間の人生で実際に体験したことから、こういう局面に立ったらこういう秤で計って、取捨選択をすべきだと印象付けられたことを、それぞれの局面に^{ふさわ}相応しい具体的な秤として、『いなべんの哲学 (第 2 卷) —いなべんの哲学の実践』と題して書いてみることにしました。

これらの秤は、私がこれまで生きてきて、あの時はあの考え方がよかった、あの時はあの考え方が悪かったという体験から生まれたものです。試行錯誤を繰り返す中から、生まれた経験則という知恵です。

私の個人としての印象によるものですから、共鳴できるところと、そうでないところがある筈です。痛み痒みはその人でなければ分かりません。それぞれの経験は違います。最後の取捨選択は読者諸氏の哲学にお任せします。この本は、その際にいなべんはあんなことを言っていたと思い出して参考にして戴ければ光栄です。

この巻『いなべんの哲学の実践 その 1』で取り上げた秤は、いま心に浮かんでいるものをランダム (思いつくまま) に拾ったものです。時間を



かけて、じっくりとじゅうぶんに考えたものではありません。何の整理もされていません。

もっと大事なことを失念しているかも知れません。気が付き次第、『いなべんの哲学の実践 その2』などで補充していきたいと思います。

1巻が、あまり長くなりますと、本が厚くなり持ち歩きに不便です。一気に読めないため手を付け難いということになりかねません。

『いなべんの哲学の実践』は、1巻を、10段くらいに抑え、何巻かに分けて発刊した方がよいと考えています。いなべんの哲学を実践するための秤は今回述べるものの他に沢山あります。これから気付くこともありそうです。それがある程度まとまったら続巻を出すつもりです。

とりあえず、この『いなべんの哲学 (第2巻) —いなべんの哲学の実践 その1』では、切りよく、いま思い付いている10項目を第1段から第10段として述べます。

この巻で取り上げた秤のうち、共鳴できる部分がありましたら、その局面に合いそうだというケースにおいて活用して戴ければ幸甚です。

これらの秤を参考にして戴き、読者諸氏独自の「人生は、いまの一瞬を、まわりの人といっしょに、楽しみ尽くすのみです」という哲学を実践する秤を開発して戴きたいのです。

そして、その秤を互いに情報として流して戴き、活用させて戴きたいのです。経験の足りない若者にとってはこれからの人生を歩む道標となる筈です。



平成30(2018)年8月31日
いなべん
田舎弁護士 千田 實

遺言書について。



病気の本や、哲学の本のことばかり述べていますと、「もう弁護士業はやめたのではないか？」などと思われそうです。そこで、今号では、しばらく振りに法律問題の話もしてみます。

今、みのる法律事務所が取り扱っている事件で一番多いのは、相続に関するものです。最近は、「自分の目の黒いうちに自分が残すであろう遺産を誰にどう分けるかを、決めておきたい」という方が増えてきました。遺言書を作って置きたいが、税金対策や後に争いにならないような方法を考えてほしい、という方が増えています。

争いとなってから弁護士を使うのではなく、争いになる前に弁護士を使うという発想は、素晴らしいと思います。

遺言書の作り方は、いく通りかありますが、公正証書遺言書を作って置くというやり方が最もいいやり方です。公正証書遺言書は、公証人役場というところで作ります。遺言書を作って置きたいという方が相談に来ましたら、公正証書遺言書の作成を勧めます。納得してもらったら、当事務所で公証人役場に公正証書遺言書作成の依頼をなし、当事務所の事務局員2人が証人になって遺言を作る人と、公証人役場に行って、公証人が遺言者の申し出た内容に従って作った遺言書の内容を確認した上で、遺言をする人と2人の証人と公証人がそれぞれ署名、押印します。遺言をする人は、名前だけ書けばいいのです。

公正証書遺言書を作れば、遺言者が死んだら、その遺言書だけで遺産である預金の払戻しや、不動産の移転登記や株の移転ができ、被相続人が亡くなった後の手続きがスムーズに進みます。後で、相続人の皆さんから判を押してもら必要もなく、ゴタゴタが発生する機会も減り、便利な方法です。

ですが、公正証書遺言書を作って置けば、絶対に問題は生じないか、ということでもありません。公正証書遺言書を作っても、亡くなった後で、相

続人間で揉めるケースがあります。揉める理由は、大きく言って次の二つです。

一つは、公正証書遺言書を作った時点で、被相続人には意思能力がなかったから、その遺言書は無効だと主張する人が出てくるのが少なくないという点です。

もう一つは、遺留分をよこせという主張が出てくることです。これは、遺留分制度の問題であり、私個人としては廃止すべき制度ではないかと考え、拙著で何度か強調してきました。しかし、この制度は民法に規定されていて、遺留分を請求する人は少なくはありません。ですが今回は触れません。後で紹介して置きますが、これまで発刊した本に何度も書いていますので、お読みください。

今回は、遺言書に自分はもらえるように書かれていなかったという推定相続人から「遺言書を作った当時、被相続人は意思能力がなくなっていたのだから、その遺言書は無効だ。法律の規定に従って、遺産分割をしなければならぬ」という申し出がなされたり裁判を出されたりして、揉めるケースについて述べます。

このような主張をする人は、「同じ子供なのに、あいつだけに全部やり、自分には何もよこさないなんてことはある筈がない。納得できない。あいつが、親をだまして作らせたのだ」とか、「親は、遺言書を作った当時、病院にかかっている、意思能力がなかった筈だから、遺言は無効だ」など思い込むことがあるようです。同じ子供なのに、このような差別を受けたという思いも生まれ、感情的にもなります。遺言書を作った親を恨み、遺言書でもらう立場となった兄妹を敵対視したりします。ついには、骨肉相食^{こつにくあいほ}む争いとなることも少なくありません。

遺産をもらえない方は、法律事務所に駆け込みます。相談を受けた弁護士は、病院から親の医療記録などを取り寄せ、精査します。認知症などの形跡^{けいせき}を見付け、それを根拠として、遺言書を作成した当時に親には、意思能力がなかった





から、この遺言書は無効だという裁判を起こすということも少なくないのです。

この裁判では親の医療記録などが証拠として調べられる外に、公正証書遺言の場合は、2人の証人と公証人が証人として、尋問が行われることもあります。公正証書遺言の場合は、2人の証人と公証人の証言で、遺言書作成当時、親に意思能力があったことが認められることが多いと思われます。遺言者一人で作る自筆証書遺言書の場合は、証人も公証人もいませんので、その点、医療記録だけで判断されてしまう可能性も出てきます。このようなことを避けるためにも、公正証書遺言書を作って置くことを勧めます。

「意思能力」とは、「自分の行為の結果を判断し得る精神的な力」です。財産に関する分野では、「損得計算能力」とか、「取引能力」と言ってもいいと思います。

民法では、「意思能力」の他に「権利能力」とか「行為能力」とか「不法行為能力」などという、「能力」という言葉が出てきます。それらの意味、内容は違います。関心のある方は、拙著『田舎弁護士の大衆法律学—民法総則の巻』（発行所本の森、2004年7月28日初版発行）の131頁から146頁をお読みください。この本は、『民事裁判のプレイヤーである大衆のための法律学』というサブタイトルがついている通り、誰でも分かり易く民事裁判のことを書いています。遺言の問題に限らず身近な法律問題の基礎知識を述べていますので、民事裁判などに関係しなければならなくなったら、是非御一読下さい。

遺言書を作っている、後日、この意思能力の問題で揉めることがあることを、今回は特に述べたいのです。それを避けるためには、遺言は公正証書遺言書を作って置くことをお勧めします。

もう一つ、申し上げたいのは、あまり体調を崩さないうちに遺言書は作って置いた方がよいということです。前述のように、遺言書にもらい分が書かれていない推定相続人は、感情的になります。遺言者の医療記録まで調べます。高



齢者となれば、誰だってどこかに異常が出てきます。病院のお世話になれば、医療記録にはなにがしかの異常が記録されます。その記録を証拠として、意思無能力を理由に遺言無効の裁判を起こされかねません。高齢者になり過ぎて、認知症を疑われるようになる前に遺言書は作って置くべきです。

民法によれば、公正証書によって遺言をするには、次のようにしなければなりませんと書かれています。

- ①証人二人以上の立会があること。
- ②遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授すること。
- ③公証人が、遺言者の口述を筆記し、これを遺言者及び証人に読み聞かせ、又は閲覧させること。
- ④遺言者及び証人が、筆記の正確なことを承認した後、各自これに署名し、印を押すこと。
- ⑤公証人が署名し、印を押すこと。

公証人は、裁判官や検察官などの法律実務の経験者の方が多いようです。証人には、次のような人はなれません。

- ①未成年者。
- ②推定相続人、受遺者（遺言で遺産をもらう人）並びにこれらの配偶者及び直系血族。
- ③公証人の配偶者、四親等の親族、書記及び使用人。

ここまで何度か、「推定相続人」という言葉を使いましたが、それは、相続が開始した場合、第一順位の相続人となるべき者です。通常は子と配偶者です。遺言書があると、このような推定相続人でも、遺産は遺留分しかもらえなくなるのです。

このような条件のもとで作られた公正証書遺言書にも、クレーム(苦情、もんく)をつけられることがあります。特に、高齢となり病気になってから作っ



た遺言書の場合には公正証書による遺言書であっても、遺言無効の裁判を起こされることがあることは前述の通りです。

自筆証書によって遺言するには、遺言者が

- ①その全文
- ②日付
- ③氏名



を自署し、これに印を押さなければならない、と民法は書いています。

ですから、公正証書遺言でない場合は、遺言者が遺言書の全文を自分で書かなければならないのです。但し、平成31年1月13日からは、財産目録については自署でなくてもよいこととなります。パソコンで打ち込んだ財産目録の各頁に署名押印するだけでよくなります。

公正証書による遺言でない場合は、遺言書を家庭裁判所に提出し、検認という手続きをしなければならないという負担もあります。

それだけではなく、自筆証書遺言書の大きな問題点は、遺言書作成当時の遺言者の意思能力を問題とされた時に、公証人や証人がいませんので、公正証書遺言書の場合より、意思能力があったことの証明が難しくなるという点にあります。

そのための対策としては、自筆証書を作った日付と同時期に、自分はしっかりしていたということを証明できるような文書を残しておくことも大事なような気がします。例えば、自筆証書を作成した頃の日誌や、家計簿なども役に立つと思います。その頃に詠んだ俳句や短歌も参考になりそうです。この場合は、作成日時と自筆であることが分かるようにしていた方がよいことは当然です。

これまで、相続に関する本は、私もみのる法律事務所事務長の千葉美智さんも書いてきました。これまで発刊した相続に関する本は、以下の通りです。

- ①いなべん著 『いなべんの大衆法律学 相続の巻(上) 火種・足枷』2010年10月31日初版発行
- ②いなべん著 『いなべんの大衆法律学 相続の巻(下) 伝家の宝刀』2014



年9月26日初版発行

③事務長著 『法律事務所の事務員が答えた本 ～遺産を残す方のために～』

2012年2月2日初版発行

④事務長著 『法律事務所の事務員が答えた本 ～遺産をもらう方のために
～（相続の下巻）』 2014年10月30日初版発行

⑤事務長著 『法律事務所の事務員が答えた本 ～相続税が心配な方のため
に～』 2017年3月10日初版発行

最近目立っているのは、被相続人には遺言書作成ときに意思能力がなかった
と言って、遺言書の無効を主張されるケースです。これに対する対策としては、
公正証書遺言書が優れていることは前述した通りです。

のみならず、この公正証書遺言も、あまり高齢となったり、体調を崩したり
してからではなく、元気なうちに作っておいた方がよいという考えも前述した
通りです。今回は、ここを特を知ってほしいのです。

最後に、早く遺言書を作っても、後で考えが変わったらどうしようかと心配
される方がいますが、心配無用です。何度も遺言書は作れますので心配はない
ということを申し上げます。前の遺言と後の遺言との内容が違う場合は、「後
の遺言で前の遺言は撤回したものとみなす」と民法は規定しています。だから
気が変わったら新しい遺言書を作ればいいのです。

何回か遺言書を作り変えた場合、最後の遺言書が有効となり、それに反する
内容のそれ以前の遺言は撤回されたこととなりますので、「まだ若過ぎる」な
どと考えないで、遺言書を作っておきたいと考える人は、思い付いたら、公正
証書遺言書を作っておいた方がいいと思います。後日、考えが変わったら、ま
た新しく公正証書遺言書を作ればいいのです。

やっぱり、法律は知っておいて、損はないようですね。また、身近ですぐに
役立つ法律の話を紹介します。活用して下さい。

